

## 第4章 避難・誘導（その1）

### 1 避難全般

国は、国民保護のため必要があると認めるときは、警報を発して、直ちに都道府県知事に通知する。更に事態に応じ住民の避難が必要なときは知事に対して、住民の避難措置を講ずるように指示する。

国の指示を受けた知事は、警報の通知や避難の指示を行う。知事の避難指示に含まれる事項は、要避難地域、避難先地域、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法等である。

市町村長は、知事の避難指示に基づき、避難の経路、避難の手段その他避難の方法、避難住民の誘導に関する事項、その他実施に関して必要な事項を網羅した「非難実施要領」を決定して住民に周知・徹底する。



(内閣官房国民保護ポータルサイトから転載)

## 2 避難の実施要領等

### (1) 一時集合場所への移動

住民は示された時間までに基本的には徒歩により、指定された一時集合場所に移動する。この際、要避難者が集団となって相互に協力しつつ移動しなければならない。夜間の移動には、落伍防止や迷子防止の処置をすることが必要である。

### (2) 避難場所への移動

指示されたところに従い整齊と避難場所へ移動する。

### (3) 市町村の措置事項

市町村は、職員を避難先に派遣して所要の調整や受け入れ準備を行わせると共に、必要に応じ、避難経路上の要点に「避難連絡所」を設置して避難住民等の問い合わせに応じ、且つ所用の連絡調整を行う。必要に応じ緊急車両を配備すると共に救護班等を配置して軽易な治療等を行う。

### (4) 学校及び事業所における避難

学校や事業所等は、避難の指示が発せられた場合には、避難実施要領に従い、全員がまとまって行動することを基本とする。時間的余裕がある場合は、児童生徒の保護者等に連絡して行動を共にさせるが、保護者が職場に居る場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理下で教師・学校職員と行動を共にする。

### (5) 自主防災組織や企業等の積極的な協力、関係機関の密接な連携・調整・協力

言うまでもないことである。

### (6) 交通規制や秩序の維持のための措置

整齊たる避難・誘導のために避難経路の交通規制或いは秩序維持のために関係機関による措置が必要となる場合が多いものと考えられる。

### (7) 現地調整所における調整

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるように現地調整所を設けるが、現地調整所から必要な情報を入手し、所要の調整を行って避難実施要領の弾力的な運用に努める。